

議案第 24 号

所沢市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

所沢市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

所沢市立ひかり児童館において行っている放課後児童健全育成事業を廃止するため、所要の改正をいたしたく、本案を提案するものである。



所沢市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例

所沢市立児童館設置及び管理条例（昭和53年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「児童館」の次に「（所沢市立ひかり児童館を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。